1

引越しや住宅の費用をサポート
若者世帯の定住を応援

市へ転入する若者世帯に対し、引越しや住宅にかかる費用の一部を補助します。

■対象　夫婦・パートナーともに昭和60年4月2日以降に生まれた世帯または義務教育修了前の子がいる世帯

※引越し補助のみ、令和7年4月1日以降に転入した、昭和60年4月2日から平成19年4月1日までに生まれた女性がいる世帯（単身者も含む）も対象です。

※いずれも転入から3年以上、丹波市に居住することを条件とし、3年以内に転出の場合、補助金の返還が必要です。

引越し補助

■補助金額　上限10万円

■申請期限　転入後6か月以内

住宅補助

■補助金額　住宅の購入・建築費用の5％※上限30万円（青垣・山南地域は上限50万円）

■申請期限　新築は工事着工まで、購入は入居開始日まで

■その他　リフォーム費用や、住宅への入居前に丹波市へ転入した人は対象外

特定公共賃貸住宅家賃補助

特定公共賃貸住宅（応相寺団地、下滝団地）に転入する人の家賃の一部を補助します。

■補助金額　勤務先からの住宅手当等控除後の家賃の2分の1※上限2万円／月（24か月以内）

■申請期限　申請書類を提出（入居後）

問申 ふるさと定住促進課☎88-5360

ID 1249

太陽光発電設備や電気自動車購入などの

スマートエネルギー化を支援します

ゼロカーボンシティの実現に向け、エネルギー利用の効率化・最適化（スマートエネルギー化）につながる設備の導入や電気自動車の購入費用の一部を補助します。

■対象　市内に住所がある個人又は事業者
※太陽光発電設備と併せて、次のいずれかの設備等を導入することが条件
■補助金額
①蓄電池設備1kWhあたり2万円（上限10万円）
②V2H充放電設備10万円
③電気自動車等（燃料電池自動車を含む）普通車10万円・軽自動車5万円
④太陽光発電設備　1kWあたり2万円（上限10万円）※屋根・屋上設置に限る
■申請期限　令和8年2月2日（月）
■詳しくはホームページを確認ください。

※自治会、自治協議会向けの補助制度もあります。詳しくは市民活動課（☎86-7034）までお問い合わせください。

ID 10555

問申 環境課　☎82-1290

地元産材利用促進事業

丹波市産木材を使った新築等に補助

建築物への地元産材の利用拡大と林業・木材産業の活性化をめざして、地元産材を用いた木造住宅・店舗・事務所・倉庫・車庫等の新築又は増改築をする場合に補助します。

■対象　次のすべてに該当する人
①丹波市産の木材を利用した、木造住宅・店舗・事務所・倉庫・車庫等の新築、または増改築であること
②丹波市産の木材と確認できる書類「産地証明」等が提出できること
③市内の事業者による建築であること
④他の住宅補助と重複していないこと
■補助金額
丹波市産の木材利用量1㎥あたり2万円（上限50万円）

今年度から住宅に限らず、店舗・事務所などの建物も対象になりました。

ID 8329

問申 農林振興課（春日庁舎内）☎88-5029

2 丹波市での農業をサポート

丹波市ブランド農産物の生産作業委託費用を支援

黒大豆・小豆の生産にかかる農作業の委託費用を支援します。

■対象　集落営農組織または法人に農作業を委託し、黒大豆または小豆を10ａ以上生産している人

■対象経費　令和7年産黒大豆・小豆の生産にかかる農作業委託費用（畝立て、播種（はしゅ）、中耕培土、ドローンによる防除、溝堀り作業のいずれか）

■補助金額　委託費用の3分の1以内

※農業者1人あたり上限5万円（100円未満切捨）

■申請方法　①申請書　②契約書または申込書などの作業内容がわかる書類　③領収書の写しを農林振興課へ提出

※申請書は市ホームページに掲載しています。

問 農林振興課（春日庁舎内）☎88-5028

ID 10493

小規模農家等グループの農業用機械購入を支援

農業者グループが共同利用する水稲栽培に用いる農業用機械の購入費の一部を助成します。

■対象　3人以上の農家により構成されており、令和7年度水稲生産実施計画書及び営農計画書における水稲作付面積の合計が【農業者グループの人数×30ａ】のグループ

■対象となる機械　トラクター・田植機・コンバイン・水田用除草機

■申込期間　5月20日（火）から6月30日（月）まで

■申込方法　郵送または持参

※補助金額等の詳細はホームページをご確認ください。

問 農林振興課（春日庁舎内）☎74-1465

ID 10820

漏水などの通報はスマートフォンで

「道路から水がわき出ている」「晴れているのに路面が濡れている」「マンホールから水があふれている」など、漏水やマンホールなどの異常は、スマートフォンから専用フォームで通報することができます。発見したときは、写真や位置情報を付けて通報をお願いします（緊急の場合は電話通報）。

通報フォーム

水道週間スローガン『透き通る　誇れる水に　感謝する』

6月1日から7日は水道週間です。水道水は、日常生活に欠かすことのできないライフラインのひとつです。この機会に、水道水の大切さを考えてみましょう。

問 水道課（春日庁舎内）☎88-5104

雨水が下水道管に流れていませんか？ 下水道の雨水侵入防止対策

丹波市の下水道は分流式で整備されているため、汚水と雨水を一緒に流すことはできません。屋根や庭に降った雨水が誤って汚水管に流れると、汚水が流れにくくなったり、豪雨の際には逆流したりすることもあります。下水道管に流せるものは、トイレ・台所・お風呂などの汚水のみです。

正しく利用してトラブルを防ぎましょう。

また、汚水管に雨水が流れるような誤接続がされていないかをセルフチェックし、誤接続が判明したときには、すぐに市に登録がある排水設備指定工事店で改修してください。

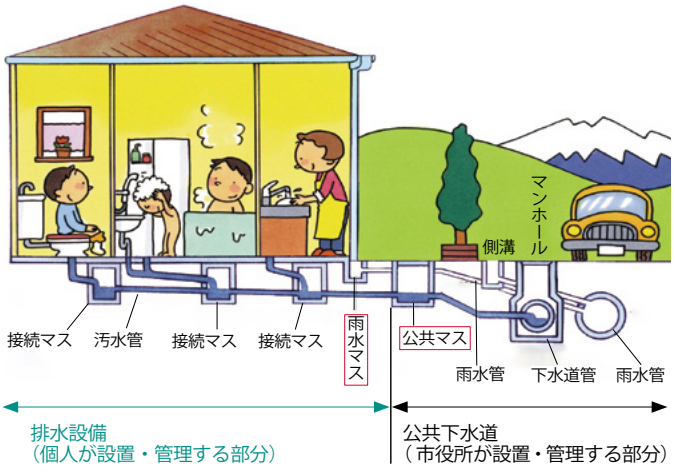

セルフチェックの方法

公共マスのフタは、白・黒・茶色があり、一般的に道路と宅地の境界近くにあります。雨天時に家庭の水道水の使用を止めた状態にして、公共マスに水が流れていないかを確認しましょう。

排水設備指定工事店一覧

問 下水道課（春日庁舎内）☎74-0224

←市ホームページのID検索で詳細情報にアクセス